

令和5年度 輸出先国の規制に係る 産地への課題解決支援委託事業 事例集



2024（令和6）年3月
一般社団法人 全国植物検疫協会

目 次

はじめに	1
1. シンガポール向けにカキ生果実の輸出に取り組む事業者	5
2. アメリカ向けにナシ生果実の輸出に取り組む生産者団体	9
3. 台湾向けにメロン・ナシ生果実の輸出に取り組む事業者	13
4. 台湾の残留農薬基準をクリアしてイチゴ生果実の輸出を目指す 2 生産者	17
5. インドネシア向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む事業者	23
6. ベトナム向けにギンナンの輸出に取り組む生産者	27
7. アジア向けにシイタケの輸出に取り組む生産者	31
8. G F P 訪問診断を利用し輸出に取り組む生産者等	35
9. 県産農産物の輸出促進のため、セミナー開催に取り組む関係者	39
10. 「日本の食品 輸出 E X P O」及び「アグリフード E X P O 東京」 に参加し、輸出を目指す生産者等	43

はじめに

植物等の農産物を輸出する場合は、輸出先国の要求する植物検疫条件等を遵守するとともに輸出先国の定める残留農薬基準等にも留意する必要があります。

このうち、輸出先国の要求する植物検疫条件については、条件に基づき植物を大別すると次のようになります。

- 輸入を禁止する植物（該当する植物は輸出できませんが、二国間協議による条件や輸入許可の条件を満たした植物は除かれます。）
- 二国間協議に基づく特別な手続き（生産園地や選果こん包施設等の登録、栽培地検査の実施など）等を輸出国で実施することにより輸入を認める植物
- 事前に輸入許可（Import Permit）を取得し、その条件に合致した対応により輸入を認める植物
- 輸出国政府の発行する植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で栽培地検査を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で特別な検査（線虫検査や遺伝子診断など）を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で消毒等の措置を実施し、その内容を記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 植物検疫証明書の添付を必要としない植物（輸出植物検査を受けずに輸出できます。）

輸出に当たっては、これらの条件を遵守して、栽培管理や病虫害防除、必要な手続き等を行う必要があります。

一方、残留農薬基準については、我が国と諸外国では登録されている農薬の相違や食文化・食生活の違いなど様々な要因からその数値が異なっています。このため、農産物の輸出では残留農薬にも留意が必要です。特に生果実や野菜など食品を輸出する際は、輸出先国の定める基準値を超えていないかなど、事前に確認することなどが望まれます。

農産物の輸出を目指す方にとっては、これら植物検疫や残留農薬などは大きな課題ともなっており、円滑な手続き等を進めるうえで、これらの課題解決の支援をしてくれる専門家が望まれてきたところです。

当協会では、これらの状況等を踏まえ、本年度の「輸出先国の規制に係る産地

への課題解決支援委託事業」の実施に当たって、輸出先国の植物検疫条件に基づく検疫手続きや残留農薬基準に則した病虫害防除などを支援するため、必要な専門家を登録し、産地や輸出事業者、物流事業者、都道府県等の自治体などからの相談内容や課題等の依頼に応じて、該当する専門家を派遣し、必要な説明を丁寧に行うよう務めてまいりました。

輸出先国の定める植物検疫条件や輸出先国の求める手続き等に係る支援では、専門家は植物防疫所ホームページに掲載されている「輸出条件早見表（下図）」や「各国の輸出条件に関する情報」、「各国の検疫条件」、「輸出検査（検疫）実施要領」等から最新情報を入手するとともに輸出先国が開示しているホームページなどからも条件等の情報を確認し、必要な説明等を行いました。また、これらの条件や手続き等に係る流れなどについては、図表等で解説する資料を作成して、説明するなどきめ細かい相談対応を行いました。

（植物防疫所ホームページの輸出条件早見表）

（「https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf」から）

一方、残留農薬に関する相談等にあつては、農林水産省のホームページに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」（下図）や「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル」などの資料から必要な情報をダウンロードして提供するとともに、輸出先国のホームページに掲載されている「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs)」などから輸出予定の農産物の残留農

薬基準値を抽出し、我が国の残留農薬基準値との比較表や農薬の商品名等を記載した表などに取りまとめた資料配付し、必要な説明をするなど支援を行いました。また、必要に応じて、代替農薬の使用などについても案内するなど支援を行いました。併せて一部の国（地域）では、輸入時の残留農薬検査で不合格となった事例等も公開していることから、これらの情報等も整理して資料配付しました。

農林水産省
English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ
標準 大きく

逆引き事典から探す
組織別から探す
キーワードから探す
Google 検索
検索

会見・報道・広報
政策情報
統計情報
申請・お問い合わせ
農林水産省について

ホーム > 輸出・国際 > 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

諸外国における残留農薬基準値に関する情報

我が国におけるコメ、青果物、茶で使用可能な農薬成分の残留基準値が輸出先国・地域と日本とで異なることから、日本の残留農薬基準値を満たしていても輸出先国・地域の残留農薬基準値を満たせずに輸出できない場合があります。

コメ、青果物、茶の輸出における残留農薬に関する課題に対して、輸出先国・地域の残留農薬基準値も踏まえた防除層等を使用した生産を促進するとともに、輸出先国・地域の残留農薬基準（インポートトレランス）が設定されるよう、輸出先国・地域の当局への申請に必要な各種試験を実施していくこととしています。

その一環として、コメ、青果物、茶の輸出促進を進めていく参考として、主要輸出先国・地域等の残留農薬基準値の設定状況と、我が国の残留農薬基準値とを比較できるように取りまとめました。

調査対象品目、調査対象国・地域等

○ 調査対象品目（15品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等（国際基準及び20か国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

○ 調査対象農薬成分：調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

品目別残留農薬基準値

（農林水産省ホームページの残留農薬基準に関するサイト）
（「https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html」から）

更に、農産物の輸出に当たっては、産地や品目によって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国の規制、ワシントン条約や種苗法（UVOP 条約）に係る手続き、その他輸出先国の輸入規制等に係る手続き等も必要な場合があることから、必要な情報をホームページ等から入手し相談者に説明するなど支援を行いました。加えて、財務省が公開している貿易統計や植物防疫所が公開している植

- 3 -

物検疫統計のデータを整理して、輸出（検査）の状況等を必要に応じて追加情報として提供しました。

専門家は、産地等に対してこれらの支援等を実施した場合、「輸出産地カルテ」に相談の内容や支援の内容などを記録しています。また、これらの情報は事務局と共有するとともに産地等と連絡を密にして、輸出が実現できるよう複数回産地に出向くなどの支援も実施しています。

今年度の事業では、コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したこともあってか、輸出に関する問い合わせが大幅に増加し 379 件の輸出産地カルテを作成することができました。また、71 産地等に延べ 160 名の専門家を派遣して支援等を実施することができました（数字はいずれも 2024 年 2 月末現在）。専門家の派遣を必要としない相談については、電話や電子メールなど丁寧な説明を行うなどで支援を行っています。

ここに今年度専門家が対応した一部の事例の概要を事例集として紹介させていただきますので、今後の輸出の参考にいただければ幸いです。

なお、ここに掲載の輸出先国の植物検疫条件等については、専門家派遣時のものです。農産物の輸出に当たっては、常に最新の情報を確認されますようお願いいたします。

事例 1

シンガポール向けにカキ生果実の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

相談者は 2023 年 7 月に大学を休学して起業した会社の代表者で、「未来へ続く農業を創り、人々の食生活を豊かにする」をビジョンに、「地域一体となって農業を活性化させ、地域からジャパングオリティを世界へ発信する」を目的に事業を展開している。

現在、自社圃場は所有していないが、本年産のカキの収穫が終了した段階で 25 a の園地を借り生産を始めることとしている。カキ以外にサツマイモの栽培も考えている。

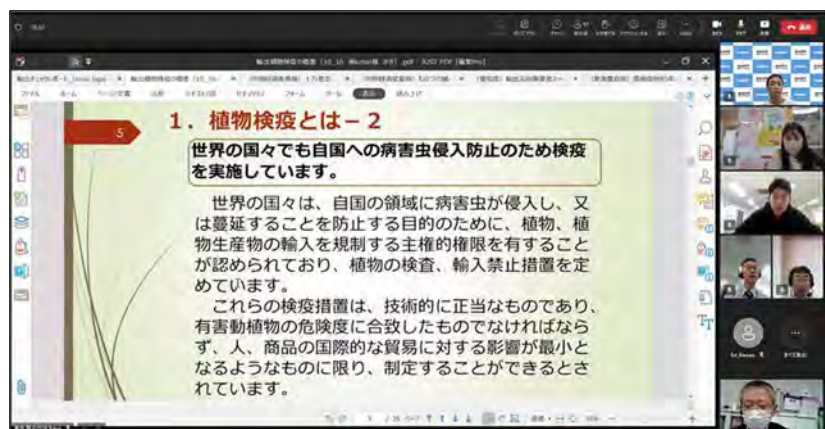
今年度は、周辺農家と提携し、カキ生果実を確保し、国内出荷を中心に事業を進めたが、国内人口が減少する中で国内の農業が産業として成り立つビジネスを模索している。

将来は、最新の技術・栽培方法を導入し大量生産できる体制の構築とともに、輸出をメインに取り組む予定で、輸出にも対応できる選果場の建設、輸出先国のし好に合わせた基準の作成、商品としてのブランド力を高めて海外進出を計画している。

なお、事業を進めるに当たり、該当県の農業技術センター（生産に関する情報、関係方面の紹介）、行政機関（農地情報の確保、補助金に関する情報）及び地元農家（農産物の仕入れ等）との連携を図っている。

【事業の推進に当たって事業者が抱える課題等】

カキ、カキ加工品、サツマイモ、サツマイモ加工品の輸出を検討しているが、輸出の経験が全くなく、現在シンガポールで展開している百貨店と商談中であるが、売り先での人脈が一切なく、自力で開拓しようとしているが難しい。また、輸出に関する手続等も分からない。



（オンライン訪問診断時の説明画面）

輸出先としては、シンガポール以外に、香港、米国、台湾、ベトナム、タイ、マレーシアを念頭に置いている。

【支援等の内容】

相談者に対する支援は、地方農政局が主催する GFP の一環としてオンラインによる訪問診断により実施された。

専門家からは、以下の説明を行った。

① 植物検疫の概要、輸出検疫の概要。

② 輸出検疫では、輸出先国の要求に基づく輸出検査を受検しなければならない。

③ 輸出先国の検疫要求は、輸出先国により内容が異なる。

④ 輸出先として希望する国の検疫条件は次のとおり。

- ・シンガポール、香港向けについては、日本での輸出検査が不要。
- ・米国、タイ及びオーストラリア向けについては、二国間協議に基づく手続き等が必要。
- ・中国、ベトナム向けについては、両国とも検疫条件を明らかにしていないため輸出できない。

⑤ こん包材として予定されている「木毛」については、検査の対象とならない

が、植物質のものをこん包材料として使用する場合は検査の対象となる場合もある。

⑥ 輸出検査の手順（流れ）。

⑦ 植物検疫以外に輸出に当たって注意しなければいけない課題として、生果実、野菜類では、残留農薬規制、福島原発事故に伴う輸入規制、食品安全や

- 1 植物検疫とは
 - 2 植物検疫制度の骨格
 - 3 輸出検疫に係る植物防疫法の条文
 - 4 輸出検疫の流れ
 - 5 諸外国の植物検疫要求の主な内容
 - 6 かきの検疫条件
 - 7 輸出植物検査の実際の流れ
 - 8 輸出に当たって確認・実施すべき事項
 - 9 農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
 10. 残留農薬関係
- （参考）かきの輸出実績

（オンライン訪問診断時の説明項目）

13 6. かきの検疫条件

仕 向 国	検 疫 条 件
香 港	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
シンガポール	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
台 湾	Q 日本での輸出検査が必要です。
中 国	× 中国が検疫条件を設定していないため輸出できません。
ベトナム	× ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。
タ イ	☆ 二国間合意による条件を満たすことが必要です。 (主な条件：登録地域での栽培、園地の登録、こん包施設の登録)
マレーシア	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
アメリカ合衆国	☆ 二国間合意による条件を満たすことが必要です。 (主な条件：生産地域及び生産園地の登録、栽培期間中の病害虫防除及び園地検査、選果こん包施設の登録)
カ ナ ダ	◎ 日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

（オンライン訪問診断時の提供資料：検疫条件）

表示などの規制に注意する必要がある。

⑧ 残留農薬規制では、以下の点を説明した。

- ・ 農林水産省 HP に 15 の品目について 20 か国・地域の残留農薬基準値 (MRLs) が一覧表として掲載されている。カキ、サツマイモ (かんしょ) も掲載されている。
- ・ 一覧表では、農薬の有効成分ごとに日本及び海外の基準値が掲載されている。基準値が日本よりも低い場合や不検出と表現されている成分の農薬の使用に当たっては注意する必要がある。
- ・ 一覧には基準値以外にそれぞれの国の規定形式、優先順位、関連法規、Web サイトや検体 (残留検定をする際の採取部位) が提供されている。
- ・ 昨年、台湾 向けイチゴ 生果実の輸 入時の検査 において不 合格 (台湾の 基準に適合 していない) となったも のがあり、農 林水産省が 注意喚起を 行っている。

かきに関する残留農薬基準値の概要

JPQA

19

かき

残留農薬基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、正確性を保証するものではありません。本基準値は、調査時点の数値であり、その後変更されていることがあります。輸出前に輸出先国の関係法規を確認して下さい。

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本の基準値 (mg/kg)	香港の基準値 (mg/kg)	シンガポールの基準値 (mg/kg)
1-METHYLCYCLOPROPENE	1-メチルシクロプロペン	○	○	0.01	[☆]	不検出
ACRINATHRIN	アクリナトリン	○	○	0.7	[☆]	不検出
ACEPAMIPRID	アセタミプリド	○	○	1	[☆]	0.8
ACEPHATE	アセフエート	○	○	0.3	0.5	不検出
AZOXISTROBIN	アゾキシストロビン	○	○	1	[☆]	不検出
ATRAZINE	アトラジン	○	×	0.02	[☆]	0.05
ALANYCARB	アラニカルブ	○	○	2	[☆]	不検出
ALDRIN and DIELDRIN	アルドリン及びディルドリン	×	×	0.01	0.05	0.05
ISOPYRAZAM	イソピラザム	○	○	2	[☆]	0.4
ISOPETAMID	イソペタミド	○	○	1	[☆]	0.6
IPFLUFENQUIN	イプフルフェノキン	○	○	0.9	[☆]	不検出
IPRODIONE	イプロジオン	○	×	10	[☆]	5
IMAZAQUIN	イマザキン	○	×	0.05	[☆]	不検出
IMAZALIL	イマザリル	×	×	2.0	[☆]	不検出
IMAZETHAPIR AMMONIUM	イマゼタールアンモニウム塩	×	×	0.05	[☆]	不検出
IMIDACLOPRID	イミダクロプリド	○	○	1	[☆]	不検出
IMINOCTADINE	イミノクタジン	○	○	0.3	[☆]	不検出
INPYREFLUXAM	インピルフルキサム	○	○	0.7	[☆]	不検出
ETHION	エチオン	×	×	0.3	[☆]	不検出
ETHYCHLOZATE	エチクロゼート	○	○	5	[☆]	不検出
ETHIPROLE	エチプロール	○	○	0.2	[☆]	不検出

(オンライン訪問診断時の提供資料: 残留農薬基準値)

- ・ 残留農薬基準に対する留意として、輸出先国を特定し、輸出先国の基準に適合した農産物を生産すること。防除等の生産履歴を記録保管すること。必要に応じ残留分析を行い、相手国の基準に適合していることを確認すること。

相談者からは、「香港及びシンガポールへ営業に行く際に携帯品としてカキ生果実を持ち込むことを考えているが、検疫上問題はないか」との質問があり、「両国とも、輸出検査の必要はない」ことを回答した。

なお、支援事業の専門家以外にもオンライン訪問診断に参加している農政局、ジェトロ、経済産業局及び地方自治体から輸出に当たり利用できる事業などの説明が行われた。

【相談者の対応状況】

今年は、カキ生果実をシンガポールへはサンプルとして携帯品で、香港へは商社を通じてサンプルとして郵便物で輸出した。いずれも好評との印象を持っ

た。

次年度は、自社で農地を購入して、カキを栽培して、引き続き輸出に向け取り組んでいく。

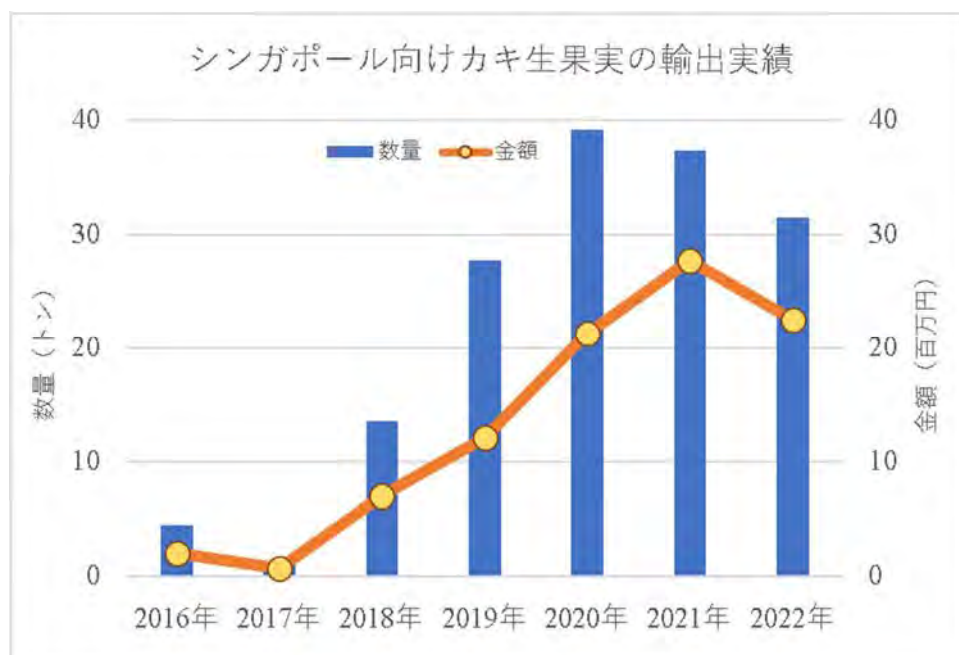
カキ以外にもイチゴ、モモ、ナシ生果実の輸出も検討している。輸出先国としては、輸出検査を必要としないシンガポール、香港を、それ以外に台湾、タイも視野に入れている。

【評価・所感】

事例は、地方農政局GFPによる対応である。同農政局によるGFPの取り組みの中で、当相談窓口では15件の相談対応依頼があった。この事例は、オンラインによる訪問時に他の支援者らと参加したものである。

相談者は、創業まもなくではあるが、農業の将来の方向性を模索し、地域が一体となって農業を活性化させつつ、地域からジャパングオリティを世界に発信させるべく、輸出をメインとした事業展開を目的としている。

今年は、香港、シンガポールへサンプルのカキ生果実が携帯品、郵便物により輸出されたが、次年度以降の輸出が安定的に行われるか、今後、希望する国へ順調に輸出が行えるか不明なところである。相談者が輸出品目としているカキ生果実は、生産地域の行政機関が輸出に力を入れている品目でもあり、輸出を伸ばすためには当該行政機関との連携が何よりも重要となる。また、相談者は二国間協議に基づく検疫手続きを必要とする国も希望する輸出先国としていることから、課題解決支援事業としても、必要な検疫手続き、残留農薬に対する対応が円滑に進むよう支援を継続していく必要がある。



(出所：財務省貿易統計)

事例 2

アメリカ向けにナシ生果実の輸出に取り組む生産者団体

【生産者団体の概要】

相談者は、約 40 名の生産者により 25.3ha でナシ栽培をしている生産者団体である。ジャンボナシと言われる「愛宕」のほか「新高」、「歎月」、「甘太」などを国内に出荷している。

輸出者から地方農政局に対しアメリカ本土向けにナシ生果実を輸出したいと相談があり、同地域内でナシを生産している生産者団体に農政局から輸出の相談が行われたものである。また、栽培地を管轄する県の農林事務所も輸出について積極的な指導を行っている。

なお、生産者団体に対する支援は昨年度から継続して実施している。

【事業の推進に当たって生産者団体が抱える課題等】

相談者はアメリカ向けナシ生果実の検疫条件が厳しいと感じており、必要な手続き等に不安があるが、団体としても生産者としても、輸出に向け積極的に取り組む意向である。一方、昨年度に専門家からの説明の中で、栽培地検査の実施に当たり補助員を設置しなければならないこと、選果こん包施設の登録に当たり選果技術員の登録をしなければならないこと、輸出先国の残留農薬基準値に適合した防除暦による防除が求められるが、昨年までの防除暦で適合できるか不安であることなどの解決すべき課題がある。



(昨年度の説明状況)

【支援等の内容】

(1) 昨年度の支援

アメリカの検疫条件の概要、検疫条件に基づく必要な検査手続きの流れ、生産園地の条件（袋掛け、検疫病害虫の防除）、栽培地検査の実施及び検査内容、選果こん包施設の条件（選果技術員の選定）、これらに関する提出書類等のほか、アメリカのナシ生果実に対する残留農薬基準値に関する情報、輸出統計情報

を説明した。

また、相談者は、タイ向けにナシ生果実の輸出経験があることからアメリカ本土向けの検疫条件との相違点も併せて説明した。

(2) 今年度の支援

① 1 回目の支援

相談者から今年度は、「愛宕」及び「新高」を輸出したいとして支援の依頼を受けたことから、生産

園地及び選果こん包施設の登録申請に当たって必要な手続き、流れなどの概要を説明した。また、同席した植物防疫官からは事務手続き及び補助員の委嘱について説明がなされた。

専門家からは、生産団体が行った昨年の残留農薬分析結果をもとに、アメリカが定める基準値を超える農薬があったことから、これらの農薬については、代替農薬を検討するか、散布

時期を早めるなどの対応が必要であることのほか、隣接園地からのドリフトにも注意が必要であることを説明した。

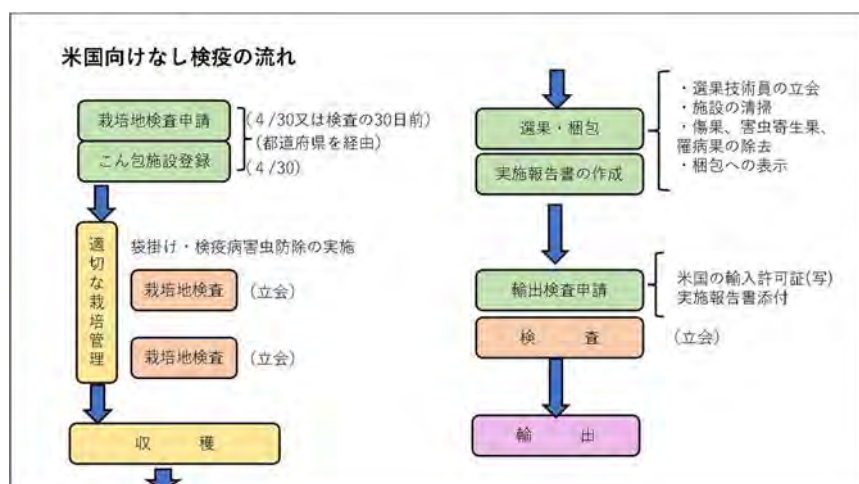
② 2 回目の支援

その後、県の農林事務所から「輸出予定の生産者から聞き取った前年の防除暦について検討し、アメリカの残留農薬基準値と比較して散布農薬を変更した方が良いと思われる農薬のリスト」が提出され、農薬の専門家から、同農林事務所及び相談者に対し、代替農薬等の説明を行った。

特に、①黒星病に対する薬剤について、耐性菌管理の面で代替薬剤の提案と現行薬剤の使用回数の削減を勧める、②防除暦に掲載されている交信

項 目	スライド
1 検疫条件の概要	3
2 植物防疫所へ提出する書類及び提出時期	7
3 生産園地	8
4 栽培地検査	10
5 選果こん包施設	11
6 選果技術員への技術研修等	14
7 選果こん包等の実施	15
8 米国向け梱包の表示	17
9 米国向けなし選果こん包実施報告書	18
10 輸出検査の申請	20
11 輸出検査	22
12 低温保管施設の認定	24
13 輸出検査済み荷口の再検査	25
14 米国農務省による輸入検査、現地視察等	26
15 輸出時の輸送方法	27
(参考)補助員の設置	28

(説明内容)



(提供した資料：検疫のフロー)

かく乱剤の使用に当たっては1回の施用でなく、2回に分割して施用する方法として、1回目は施用量の半分を施用し、残り半分の効果を減衰する後期に施用する方法も有効である、③昨年の分析結果で、散布していない農薬成分が検出されているが、原因の一つとしては使用農機具の洗浄不足やドリフトなどが考えられるものの、圃場全体に及ぶことはない、④残留農薬基準に直接影響するものではないが、黒星病の落ち葉処理について、資料を提供し説明をした。



(今年の説明状況)

相談者から、アメリカにおけるバチルス製剤に対する規制について質問があり、後日資料をまとめて提供した。

【相談者の対応状況】

今年度の輸出は、サンプルとして少量を輸出することとし、「愛宕」3 圃場、「新高」1 圃場に対する栽培地検査申請書及び選果こん包施設登録申請書を最寄りの植物防疫所に提出した。

植物防疫官による栽培地検査において1 圃場「新高」が検疫条件である袋の破損が認められたことから不合格となったが、残る「愛宕」3 圃場については、合格となった。

合格圃場から生産された果実は、登録された選果こん包施設で梱包され、11月及び12月に約30Kgが輸出された。

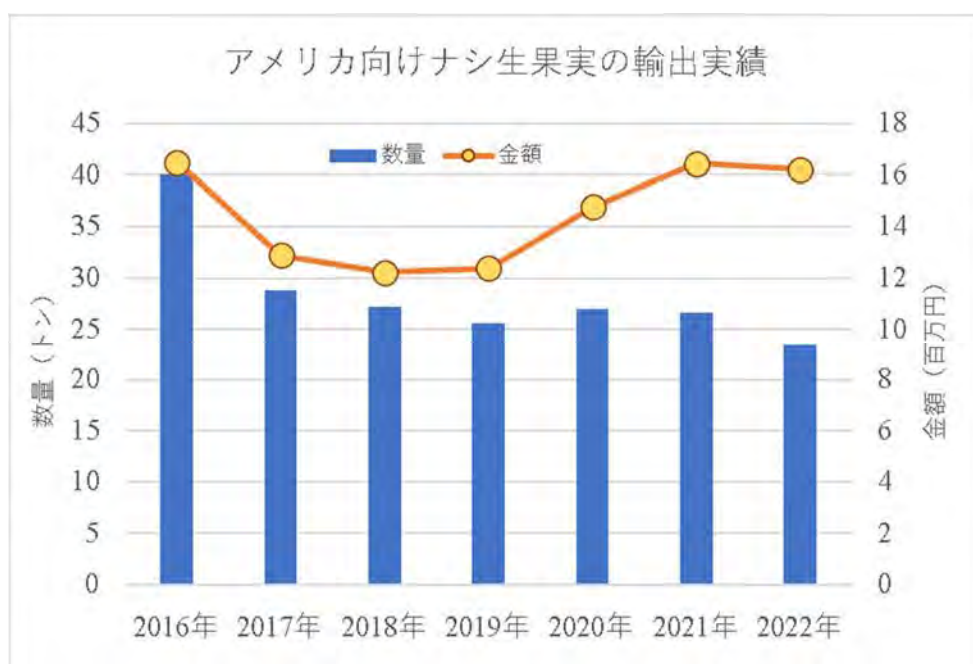
【評価・所感】

相談者はすでにタイ向けにナシ生果実の輸出手続きを行っている。タイ向けナシ生果実については、生産園地の登録及び選果こん包施設の登録、登録選果こん包施設での選果などこん包が主たる条件となっている。一方、今回輸出するアメリカ本土向けナシ生果実については、タイ向けナシ生果実と比較するとより綿密な条件が付されている。このため相談者は、検疫条件がクリアできるか、栽培地検査受検、選果こん包等に対応できるかといった不安を持っていた。

専門家による昨年の説明時には不安が一掃されてはいなかったものの、生産者団体の強い要望、生産者の理解があったことから、今年度の輸出を進めることができたものと考えられる。

また、地方農政局の積極的な輸出の働きかけのほか、県の農林事務所はアメリカの残留農薬基準値をクリアすべく防除暦の検討を行うほか、補助員の設置等でも協力しており、さらに、今年度の相談者等の打合せには、農政局担当者、農林事務所の担当者も参加し、問題点の共有が行われ、問題点の解決が進められたことも輸出を後押ししたものと考えられる。

なお、栽培地検査において袋掛けが十分でなかったとして1圃場が不合格となったことから、次年度に向けて相談者に対し適切な対応方法について説明していくこととしている。



(出所：財務省貿易統計)